**平成２９年（フ）第５８５７号**
東京都足立区千住桜木２丁目14―18―1206
債務者　高橋　和之
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋葉　健志
4　破産債権の届出期間　平成29年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５８６４号**
東京都目黒区碑文谷４丁目５―28―101
債務者　有賀　治子（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪井　　大
4　破産債権の届出期間　平成29年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月29日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５８６６号**
東京都品川区大井４丁目13―12　金子荘201
債務者　山本スエ子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　　温
4　破産債権の届出期間　平成29年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５８８３号**
東京都墨田区押上２丁目９－３―503
債務者　鵜飼　紀子（旧姓和久田）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　品谷　圭佑
4　破産債権の届出期間　平成29年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月29日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第５８８７号**
東京都葛飾区奥戸７丁目16―15　グループホームてんでこ
債務者　蓮見　みつ
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　正明
4　破産債権の届出期間　平成29年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４７号**
兵庫県たつの市龍野町下川原34番地１
債務者　西口　一子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　破産債権の届出期間　平成29年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月20日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２９年（フ）第３８号**
広島県竹原市下野町3335番地１　三藤アパート４号
債務者　河野　　功
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　耕司
4　破産債権の届出期間　平成29年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月８日午後１時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２９年（フ）第６４号**
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3920番地13
債務者　小澤　里美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小久保　光
4　破産債権の届出期間　平成29年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２９年（フ）第２１５号**
宮崎市大字新名爪1432番地　サンライズ新名爪Ａ棟401号、前住所宮崎市南花ケ島町272番地８　第３金丸ビル205号
債務者　松浦眞理子（旧姓比惠島）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重尾　龍
4　破産債権の届出期間　平成29年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第６２号**
宮崎県小林市細野4928番地11
債務者　関田　正浩
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田建太郎
4　破産債権の届出期間　平成29年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第６２９号**
埼玉県川口市差間１丁目７番９号　レオパレスペニーレ201号
債務者　倉持　　学
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第６６３号**
埼玉県久喜市吉羽１丁目10番地18　長島コーポ202
債務者　谷口　真紀
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第７０７号**
さいたま市緑区宮本２丁目４番地15、住民票上の住所さいたま市桜区大字神田395番地９（破産申立時の住所）埼玉県志木市中宗岡１丁目10番５号　Ａｍｏｕｒ　ｏｌｉｖｉｅｒ　202号
債務者　岩淵　理美（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係